

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日が休日は、その翌日)

## 目 次

- ◇ 告 示 土地改良法による換地計画の決定  
県道の区域の変更  
県道の供用の開始
- ◇ 告 示 都市計画の変更に係る案の縦覧(五件)  
開発行為に関する工事の完了  
都市計画法第六十六条による告示(二件)
- ◇ 公安告示 遊技器の型式の認定
- ◇ 公 告 鳥取県職員採用初級試験の実施  
鳥取県警察官採用試験の実施
- ◇ 正 誤 昭和六十年三月鳥取県告示第二百三十三号中訂正

## 告 示

### 鳥取県告示第八百九号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の二第一項の規定に基づき、県営土地改良事業に係る大栄二期地区第五工区の換地計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

昭和六十年八月九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 縦覧に供する書類  
換地計画書の写し
- 二 縦覧に供する期間  
昭和六十年八月十日から二十日間
- 三 縦覧に供する場所  
大栄町役場
- 四 異議の申立て  
利害関係人は、この告示に係る換地計画について異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し立てると。

### 鳥取県告示第八百十号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道の区域を次のように変更したので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、昭和六十年八月九日から二週間鳥取県土木部道路課に

おいて一般の縦覧に供する。

昭和六十年八月九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取鹿野倉 吉線	鳥取市徳尾字下山崎一六五一 五地先から同市布勢字河徳三 一一一―地先まで	変更後	変更前	前後更 敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
		二六・〇〇 六〇・〇〇	二六・〇〇 六〇・〇〇	二、七五〇	二、七三八

鳥取県告示第八百一十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のとおり県道の供用を開始するので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、昭和六十年八月九日から二週間鳥取県土木部道路課において一般の縦覧に供する。

昭和六十年八月九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取鹿野倉 吉線	鳥取市徳尾字下山崎一六五―五地 先から同市布勢字河徳三一一―一 地先まで	鳥取市徳尾字下山崎一六五―五地 先から同市布勢字河徳三一一―一 地先まで	昭和六十年八月十日
-------------	--	--	-----------

鳥取県告示第八百一十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項の規定に基づき、鳥取都市計画を変更しようとするので、同条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、次のとおり告示し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案については、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

昭和六十年八月九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 都市計画の種類及び名称

鳥取都市計画市街化区域及び市街化調整区域

二 都市計画を変更する土地の区域

1 市街化区域

追加する部分

鳥取市三津字小狭間戸、賀露町字中瀬ノ三、字中瀬ノ式、字中瀬ノ一及び字松林、浜坂字ヒル山、滝山字穴谷、海蔵寺字土居ノ上、字赤坂及び字池ノ谷、生山字勝負谷、字二ツ橋、字新前田、字鎌谷、字山立平、字池ノ平、字穴田、字高畑、字水堤、字松ヶ谷、字捨樋谷、字大堤、字大池平、字大休、字長谷、字池平、字芋谷、字海老谷、字芳ヶ谷、字万ヶ谷、字奥山立口、字瓢栗谷、字私都谷、字細谷、字奥山立、字奥山立平、字長畑、字狸谷、字治郎谷、字坪霰平、字砥石場、字寺谷、字小寺谷、字小狼谷、字狼谷、字本谷、字本谷口、字馬ヶ谷、

字岩丸木平、字丸木、字奥岩丸木、字峯寺越谷、字膳棚、字大聲谷、字芦谷、字洞々谷及び字獻上谷、紙子谷字門上谷、字門所谷、字元結谷北側、字荒神谷及び字元結、香取字権限、字元結口、字宮ノ鼻、字元結西側、字袋谷口、字袋谷、字元結袋谷丸山、字奥袋谷、字元結深谷、字元結提ノ下、字於市谷奥、字於市谷東側、字小山谷西側、字小山谷提下、字小山谷及び字小山谷奥並びに称宣谷字於市谷及び字口矢中

## 変更する部分

鳥取市美萩野三丁目、美萩野二丁目、三津字西山、字西傍弥及び字狭間戸、湖山町西一丁目、賀露町字湊ノ二、字下小路及び字中小路、浜坂字東浜、字柳原、字下河原老、字西ウド、字岩ヶ前、字ウツロ谷、及び字清水ヶ谷、江津字前新田、字中瀬、字藪ノ内、字土橋及び字西皆竹、秋里字東皆竹、字藪ヶ土手、字三嶋及び字外河原、松並町二丁目、松並町三丁目、丸山町字西大星、徳尾字下山崎及び字上山崎、古海字下池ノ内、字上池ノ内、字上町田及び字西中田、古市字西八ツ口及び字田之向、滝山字小西谷口、字比丘尼谷、字殿屋敷及び字首山下、卯垣一丁目、卯垣四丁目、岩倉字坂谷、字井後及び字棚田並びに安長字外河原及び字桶屋田ノ老並びに岩美郡国府町大字宮下字岩常寺

## 削除する部分

鳥取市伏野字中山、三津字石原平、江津字大波止、字外河原及び字三嶋河原、卯垣字上河田並びに岩倉字尺山及び字下沢

## 2 市街化調整区域

## 追加する部分

鳥取市江津字藪ノ内、字土橋及び字西皆竹、秋里字東皆竹及び字藪

ヶ土手、松並町二丁目、浜坂字岩ヶ前、古海字上町田並びに岩倉字下沢、字棚田及び字井後

## 変更する部分

鳥取市美萩野二丁目、美萩野三丁目、伏野字中山、三津字西傍弥、字石原平、字狭間戸、字小狭間戸及び字西山、湖山町西一丁目、賀露町字湊ノ二、字下小路、字中小路、字中瀬ノ三、字中瀬ノ式、字中瀬ノ一及び字松林、浜坂字東浜、字柳原、字下河原老、字清水ヶ谷、字西ウド、字ヒル山及び字ウツロ谷、江津字大波止、字前新田、字中瀬、字外河原及び字三嶋河原、秋里字三嶋及び字外河原、松並町三丁目、丸山町字西大星、徳尾字下山崎及び字上山崎、古海字下池ノ内、字上池ノ内及び字西中田、古市字西八ツ口及び字田之向、卯垣一丁目、卯垣四丁目、卯垣字上河田、滝山字穴谷、字小西谷口、字比丘尼谷、字殿屋敷及び字首山下、岩倉字尺山及び字坂谷、海蔵寺字土居ノ上、字赤坂及び字池ノ谷、生山字勝負谷、字二ツ橋、字長谷、字新前田、字鎌谷、字山立平、字大池平、字芳ヶ谷、字万ヶ谷、字瓢栗谷、字長畑、字狸谷、字膳棚、字奥山立口、字奥山立、字奥山立平、字細谷、字海老谷、字治郎谷、字寺谷、字小狼谷、字狼谷、字獻上谷、字岩丸木平、字芦谷、字洞々谷、字奥岩丸木、字丸木及び字峯寺越谷、紙子谷字門上谷、字門所谷、字元結谷北側及び字元結、香取字権限、字宮ノ鼻、字於市谷奥、字元結西側、字袋谷、字奥袋谷、字元結深谷、字元結提ノ下、字小山谷、字於市谷東側、字小山谷西側、字小山谷提下及び字小山谷奥、称宣谷字於市谷及び字口矢中並びに安長字外河原及び字桶屋田ノ老並びに岩美郡国府町大字宮下字岩常寺

## 削除する部分

鳥取市生山字松ヶ谷、字捨樋谷、字大堤、字池ノ平、字穴田、字高畑、字水堤、字大休、字私都谷、字池平、字芋谷、字屏霞平、字砥石場、字小寺谷、字本谷、字本谷口、字大聲谷及び字馬ヶ谷、紙子谷字荒神谷並びに香取字元結口、字袋谷口及び字元結袋谷丸山

三 都市計画の案の縦覧場所  
鳥取市尚徳町二六 鳥取市役所  
岩美郡国府町大字町屋三〇五一 国府町役場

四 縦覧期間  
昭和六十年八月九日から同月二十三日まで

鳥取県告示第八百十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項の規定に基づき、鳥取都市計画を変更しようとするので、同条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、次のとおり告示し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案については、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

昭和六十年八月九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 都市計画の種類及び名称  
鳥取都市計画用途地域

二 都市計画を変更する土地の区域

1 第一種住居専用地域  
追加する部分

鳥取市三津字小狭間戸、海蔵寺字土居ノ上、字赤坂及び字池ノ谷、生山字勝負谷、字二ツ橋、字新前田、字鎌谷、字山立平、字池ノ平、字穴田、字高畑、字水堤、字松ヶ谷、字捨樋谷、字大堤、字大池平、字大休、字長谷、字池平、字芋谷、字海老谷、字芳ヶ谷、字万ヶ谷、字奥山立口、字瓢栗谷、字私都谷、字細谷、字奥山立、字奥山立平、字長畑、字狸谷、字治郎谷、字屏霞平、字砥石場、字寺谷、字小寺谷、字小狼谷、字狼谷、字本谷、字本谷口、字馬ヶ谷、字岩丸木平、字丸木、字奥岩丸木、字峯寺越谷、字膳棚、字大聲谷、字芦谷、字洞々谷及び字獻上谷、紙子谷字門上谷、字門所谷、字元結谷北側、谷荒神谷及び字元結並びに香取字権限、字元結口、字宮ノ鼻、字元結西側、字袋谷口、字袋谷、字元結袋谷丸山、字奥袋谷、字元結深谷、字元結提ノ下、字於市谷東側、字小山谷西側、字小山谷提下及び字小山谷  
変更する部分

鳥取市美萩野二丁目、美萩野三丁目、三津字西山、字西傍弥及び字狭間戸、浜坂字東浜、東今在家字中瀬及び字下中瀬、湖山町南二丁目、湖山町南三丁目並びに布勢字仁王堂、字村土居及び字真崎西分  
削除する部分

鳥取市伏野字中山、三津字石原平、東今在家字主水湖及び字段子瀬並びに布勢字前田及び字真崎東分

2 第二種住居専用地域  
追加する部分

鳥取市浜坂字清水ヶ谷、字西ウド、字岩ヶ前、字ヒル山、字ウツロ谷、字東ウド、字高態、字大手町、字鹽井手、字四久保田、字穴井後、字實黒、字加路田、字五反田及び字ウツロ、滝山字穴谷、吉成字鯛田、字大曲り、字新田、字内紀田、字高畑ヶ、字六膳、字迷川、字若宮、字西ノ欠、字中坪、字下坪、字稲場、字八向、字下沢、字東井手口、字分木、字上分木、字山王、字高木、字上井原、字宮沢、字下出口及び字中沢、宮長字井原、字大土手、字畑ヶ田、字大膳、字江崎、字土手ノ下、字高畑ヶ、字長堀、字北畑ヶ、字北屋敷、字宮ノ下、字宮ノ後、字前屋敷、字土居ノ前、字大坪、字竹ヶ鼻及び字管田、的場字樋詰下タ及び字小寺、大覚寺字井古田、字前田、字思案橋、字山王、字藏ノ欠、字沢、字稲荷廻り、字七反口、字隈ノ内、字田中前、字雲仙田、字刈屋ヶ坪、字長隈通及び字穴田、新字上沢、雲山字中沢、字田村田及び字川上、立川町五丁目、南吉方三丁目、大杙字小向、字吉野田、字一町田、字一本木及び字五万田、東今在家字中瀬、覚寺字石前、字横丁及び字加露田、湖山町南二丁目、湖山町南三丁目並びに布勢字仁王堂、字村土居、字真崎西分、字前田及び字真崎東分並びに岩美郡国府町新通り一丁目

変更する部分

鳥取市湖山町西一丁目、浜坂字柳原、字下河原老、字上ノ山ノ(一)、字上土居、字湯原及び字場田、滝山字小西谷口、字比丘尼谷、字殿屋敷及び字首山下、卯垣一丁目、吉成南町二丁目、大杙字湯草田、字田中土居、字狭間、字五反田、字六反田、字横長及び字上八町並びに東今在家字一本木、字下向、字中向、字上向、字主水測、字段子瀬及び字下中瀬並びに岩美郡国府町新通り二丁目

削除する部分

鳥取市叶一丁目

3 住居地域

追加する部分

鳥取市吉成字中沢、字七反田通及び字下大樋井、大覚寺字沢、新字上大樋井及び字上沢並びに雲山字中沢、字田村田、字川上及び字細田

変更する部分

鳥取市秋里字三嶋及び字外河原、松並町二丁目、松並町三丁目、丸山町字西大星、安長字外河原、吉成南町二丁目、叶一丁目、吉成字西分木、字墓ノ下、字西ノ欠、字中坪、字六郎免、字柳ヶ坪及び字下坪、大覚寺字江崎、雲山字背戸田、浜坂字鹽井手、字四久保田、字穴井後、字實黒及び字加路田並びに覚寺字加露田並びに岩美郡国府町大字宮下字岩常寺

削除する部分

鳥取市浜坂字清水ヶ谷、字西ウド、字岩ヶ前、字ウツロ谷、字上ノ山ノ(一)、字上土居、字湯原、字場田、字東ウド、字高態、字大手町、字五反田及び字ウツロ、吉成字分木及び字上分木、大覚寺字井古田及び字思案橋並びに覚寺字石前及び字横丁

4 近隣商業地域

変更する部分

鳥取市松並町三丁目及び丸山町字西大星

5 準工業地域

追加する部分

鳥取市吉成南町一丁目、吉成南町二丁目、吉成字打明、字鱒田、字大曲り、字新田、字内紀田、字六膳、字西分木、字墓ノ下、字西ノ欠、字分木、字上分木及び字山王、叶一丁目、宮長字井原並びに大覚寺字江崎、字井古田及び字思案橋

変更する部分

鳥取市賀露町字湊ノ二、字下小路及び字中小路、安長字外河原及び字桶屋田ノ苞、吉成字中坪、字六郎免字柳ヶ坪、字下坪、字稲場、字八向、字下沢、字上井原、字宮沢、字中沢及び字七反田通、新字上大樋井、立川町五丁目、南吉方三丁目並びに大杙字湯草田、字小向、字吉野田、字一本木、字五万田、字六反田及び字横長並びに岩美郡国府町新通り一丁目及び新通り二丁目

削除する部分

鳥取市吉成字東井手口、字高木、字下出口及び字下大樋井、大杙字田中土居、字狭間、字五反田、字一町田及び字上八町並びに東今在家字一本木、字下向、字中向及び字上向

6 工業地域

追加する部分

鳥取市香取字元結西側、字元結提ノ下、字於市谷奥、字於市谷東側、字小山谷西側、字小山谷提下、字小山谷及び字小山谷奥、祢宜谷字於市谷及び字口矢中並びに的場字六反長及び字大樋詰

変更する部分

鳥取市徳尾字下山崎及び字上山崎、古海字下池ノ内、古市字西八ツ口及び字田之向、叶一丁目、宮長字井原、字大土手、字畑ヶ田、字高畑ヶ、字長堀、字宮ノ下、字宮ノ後、字土居ノ前、字大坪、字竹ヶ鼻

及び字管田、的場字寺後口、字大隈、字上ハブ丁、字小樋詰、字樋詰下タ及び字小寺、新字上大樋井並びに雲山字背戸田、字田村田、字川上及び字細田

削除する部分

鳥取市吉成南町一丁目、南町二丁目、吉成字打明、字鱒田、字大曲り、字新田、字内紀田、字高畑ヶ、字六膳、字迷川、字若宮、字西ノ欠、字中坪、字下坪、字東井手口、字分木、字上分木、字山王、字高木、字中沢及び字下大樋井、宮長字大膳、字江崎、字土手ノ下、字北畑ヶ、字北屋敷及び字前屋敷、大覚寺字井古田、字前田、字思案橋、字山王、字蔵ノ欠、字沢、字稲荷廻り、字七反口、字隈ノ内、字田中前、字雲仙田、字刈屋ヶ坪、字長隈通及び字穴田、新字上沢並びに雲山字中沢

7 工業専用地域

追加する部分

鳥取市浜坂字東浜並びに賀露町字中瀬ノ三、字中瀬ノ式、字中瀬ノ一及び字松林

変更する部分

鳥取市古海字下池ノ内、字上池ノ内、字上町田及び字西中田並びに的場字大隈、字上ハブ丁、字小樋詰、字六反長、字樋詰下タ及び字大樋詰

削除する部分

鳥取市市場字寺後口  
三 都市計画の案の縦覧場所  
鳥取市尚徳町二六 鳥取市役所

四 縦覧期間  
岩美郡国府町大字町屋三〇五十一 国府町役場

昭和六十年八月九日から同月二十三日まで

鳥取県告示第八百十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項の規定に基づき、米子境港都市計画を変更しようとするので、同条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、次のとおり告示し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案については、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

昭和六十年八月九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 都市計画の種類及び名称

米子境港都市計画公園三・三・四号 市民の森

二 都市計画を変更する土地の区域

変更する部分

境港市幸神町

三 都市計画の案の縦覧場所

境港市上道町一六〇〇

境港市役所

四 縦覧期間

昭和六十年八月九日から同月二十三日まで

鳥取県告示第八百十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項の規定に基づき、米子境港都市計画を変更しようとするので、同条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、次のとおり告示し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案については、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

昭和六十年八月九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 都市計画の種類及び名称

米子境港都市計画公園三・三・五号 境台場公園

二 都市計画を変更する土地の区域

変更する部分

境港市花町

三 都市計画の案の縦覧場所

境港市上道町一六〇〇

境港市役所

四 縦覧期間

昭和六十年八月九日から同月二十三日まで

鳥取県告示第八百十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項の規定に基づき、倉吉都市計画を変更しようとするので、同条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、次のとおり告示し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案については、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

昭和六十年八月九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 都市計画の種類及び名称

倉吉都市計画道路三・三・一号 倉吉羽合線、三・四・八号 八屋福

庭線、三・四・九号 上井羽合線及び三・五・十四号 福庭新田線

二 都市計画を変更する土地の区域

1 三・三・一号 倉吉羽合線

変更する部分

倉吉市大塚字広瀬、字大荒神、字中道及び字燕子池並びに清谷字中

河原

2 三・四・八号 八屋福庭線

追加する部分

倉吉市清谷字長田

変更する部分

倉吉市清谷字中河原

3 三・四・九号 上井羽合線

変更する部分

倉吉市大塚字七峰及び字砂田

4 三・五・十四号 福庭新田線

変更する部分

倉吉市新田字川尼及び字中通り並びに河北町字川尼及び字中通り

三 都市計画の案の縦覧場所

倉吉市藁町七二二

倉吉市役所

四 縦覧期間

昭和六十年八月九日から同月二十三日まで

鳥取県告示第八百十七号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和六十年八月九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一、開発許可の年月日及び番号



昭和六十年三月二十七日 鳥取県指令受都計第二十七号

二 開発区域に含まれる地域の名称

岩美郡国府町大字町屋字高畠

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

鳥取市東町一丁目二七一

鳥取県東部町村土地開発公社

理事長 小倉利男

鳥取県告示第八百十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十二条第一項の規定による都市計画事業の認可の告示があつたので、同法第六十六条の規定により、次のとおり告示する。

昭和六十年八月九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 都市計画事業の種類及び名称

鳥取都市計画道路事業三・四・八 宮下十六本松線

二 施行者の名称

鳥取県

三 事務所の所在地

鳥取市東町一丁目二二〇

四 事業地の所在

1 収用の部分 鳥取市天神町地内  
2 使用の部分 なし

鳥取県告示第八百十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十二条第一項の規定による都市計画事業の認可の告示があつたので、同法第六十六条の規定により、次のとおり告示する。

昭和六十年八月九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 都市計画事業の種類及び名称

米子境港都市計画道路事業三・三・三 外港外江線

二 施行者の名称

鳥取県

三 事務所の所在地

鳥取市東町一丁目二二〇

四 事業地の所在

1 収用の部分 境港市湊町、元町並びに上道町字中頭無、字中鴻河、字川底及び字大蛇郷地内  
2 使用の部分 なし

# 公安委員会告示

## 鳥取県公安委員会告示第五十四号

次の遊技機の型式については、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十二号）第二十条第三項の技術上の規格に適合していると認められたので、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和六十年国家公安委員会規則第四号）第九条第一項の規定により告示する。

昭和六十年八月九日

鳥取県公安委員会委員長 松 田 喜代次

遊技機の種類	型 式	製 造 業 者 名
ぱちんこ遊技機	ニユースクランプル	奥村遊機株式会社
	サンスカーレットA	京楽産業株式会社
	トムキャット	平和工業株式会社
	バリアント	
	バトルナイト	豊丸産業株式会社
スーパースター	株式会社ニユーギン	

回胴式遊技機	
エースナイン	株式会社大一商会
アリゲーター	株式会社三共
アメリカカーナXX	ユニバーサル販売株式会社
アーリーバード	東京パブコ株式会社
ワンダーセブン	高砂電器産業株式会社
モンスターPart V	株式会社北電子
キャスター	株式会社マックス商事
シャトルーI	
ブロンコ(BRONCO)	オスカー物産株式会社

# 公 告

職員の任用に関する規則（昭和27年12月鳥取県人事委員会規則第11号）第17条第1項の規定に基づき、採用試験について、次のとおり公告する。

昭和60年8月9日

鳥取県人事委員会委員長 森 本 繁 蔵

1 試験の名称

## 昭和60年度鳥取県職員採用初級試験

## 2 試験の区分及び採用予定者数

試験の区分	採用予定者数
一般事務	約10名
学校事務(東部)	2名
学校事務(中部)	2名
学校事務(西部)	3名

(注) 採用予定者数については、今後の欠員等の状況により増加する場合がある。

## 3 対象となる職

知事又は教育委員会の事務部局、警察、市町村立小・中学校等に勤務する行政職給料表7等級の職員の職

## 4 給与

この試験に合格し、採用された者には、原則として給料月額90,700円のほか諸手当が支給される。

## 5 受験資格

昭和39年4月2日から昭和43年4月1日までに生まれた者。ただし、日本の国籍を有しない者及び地方公務員法(昭和25年法律第261号)第16条の規定により地方公務員となることができない者は、受験することができない。

## 6 第1次試験

## (1) 試験種目

教養試験(多枝選択式)、適性試験(多枝選択式)及び適性検査

## (2) 試験の期日

昭和60年11月10日(日)

## (3) 試験の場所

鳥取市東町二丁目112番地 鳥取県立鳥取西高等学校  
米子市錦町一丁目103番地 鳥取県立米子西高等学校

## (4) 第1次試験合格者の発表

昭和60年12月上旬に鳥取県庁本庁舎(鳥取市東町一丁目220番地)及び第二庁舎(鳥取市東町一丁目271番地)の一階掲示板にその氏名を掲示して発表する。

なお、合格者には、書面で通知する。

## 7 第2次試験

## (1) 試験種目

作文試験、人物試験、身体検査及び人物調査とし、人物試験は個別面接により、人物調査は通信調査により行う。

## (2) 試験の期日及び場所(人物調査を除く。)

昭和60年12月中旬に鳥取市において行う。

## 8 最終合格者の発表

昭和60年12月下旬に鳥取県庁本庁舎及び第二庁舎の一階掲示板にその氏名を掲示して発表する。

なお、合格者には、書面で通知する。

## 9 採用候補者名簿及び採用方法

試験の区分ごとに採用候補者名簿を作成し、最終合格者を得点順に記

載する。採用は、これらの名簿に基づき、提示した者の中から行われる。

10 受験手続

(1) 受験申込用紙の交付

受験申込用紙は、鳥取県人事委員会事務局において交付する。

(2) 受験の申込み

受験希望者は、所定の受験申込用紙1部に所要事項を記入の上押印し、鳥取県人事委員会事務局に提出すること。

なお、申込みできる「試験の区分」は、一つに限る。

(3) 申込受付期間及び申込受付時間

ア 申込受付期間

昭和60年9月2日(月)から同月14日(土)まで。

なお、郵送による申込みは、昭和60年9月14日(土)までの消印のあるもの限り受け付ける。

イ 申込受付時間

9時から17時まで(土曜日は12時まで)。ただし、日曜日は受け付けない。

11 その他

(1) 受験手続その他受験に関する問い合わせは、鳥取県人事委員会事務局に行うこと。

(2) 受験申込用紙の請求、受験に関する問い合わせ等を郵便によって行う場合には、60円切手をはった、あて先明記の返信用封筒を必ず同封すること。

(3) 試験の詳細については、別に受験案内が作成されているので参照すること。

職員の任用に関する規則(昭和27年12月鳥取県人事委員会規則第11号)第17条第1項の規定に基づき、採用試験について、次のとおり公告する。

昭和60年8月9日

鳥取県人事委員長 森 本 繁 蔵

1 試験の名称

昭和60年度鳥取県警察官採用試験

2 試験の区分及び採用予定者数

試験の区分	採用予定者数
警察官(A)	約10名
警察官(B)	約10名

(注) 採用予定者数については、今後の欠員等の状況により増加する場合がある。

3 対象となる職

警察に勤務する公安職給料表7等級の係員(巡査)の職

4 給与

この試験に合格し、採用された者には、原則として次の表に掲げる給料月額のほか諸手当が支給される。

試験の区分	給料月額
警察官(A)	118,500円
警察官(B)	101,700円

5 受験資格

受験資格は、次の表のとおりとする。ただし、日本の国籍を有しない者及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条の規定により地方公務員となることができない者は、受験することができない。

試験の区分	受 験 資 格
警察官(A)	学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学（短期大学を除く。）若しくはこれに準ずる学校を卒業した者又は当該大 学若しくは学校を昭和61年3月31日まで に卒業する見込みの者
警察官(B)	上記以外の者

6 第1次試験

(1) 試験種目

教養試験（多肢選択式）、論文（作文）試験及び適性検査

(2) 試験の期日

昭和60年9月22日（日）

(3) 試験の場所

鳥取市東町二丁目112番地 鳥取県立鳥取西高等学校  
米子市錦町一丁目103番地 鳥取県立米子西高等学校

(4) 第一次試験合格者の発表

昭和60年11月下旬に鳥取県庁本庁舎（鳥取市東町一丁目220番地）及び第二庁舎（鳥取市東町一丁目271番地）の一階掲示板にその氏名を掲示して発表する。

なお、合格者には、書面で通知する。

7 第2次試験

(1) 試験種目

人物試験、身体検査、体力検査及び人物調査とし、人物試験は個別面接により、人物調査は通信調査により行う。

なお、身体検査の項目及び基準は別表のとおりとする。

(2) 試験の期日及び場所（人物調査を除く。）

昭和60年12月上旬に鳥取市において行う。

8 最終合格者の発表

昭和60年12月中旬に鳥取県庁本庁舎及び第二庁舎の一階掲示板にその氏名を掲示して発表する。

なお、合格者には、書面で通知する。

9 採用候補者名簿及び採用方法

試験の区分ごとに採用候補者名簿を作成し、最終合格者を得点順に記載する。採用は、これらの名簿に基づき、提示した者の中から行われる。

10 受験手続

(1) 受験申込用紙の交付

受験申込用紙は、鳥取県人事委員会事務局、鳥取県警察本部警務部警務課又は県内の各警察署、警察官派出所若しくは警察官駐在所において交付する。

(2) 受験の申込み

受験希望者は、所定の受験申込用紙1部に所要事項を記入の上押印し、鳥取県人事委員会事務局に提出すること。

(3) 申込受付期間及び申込受付時間

ア 申込受付期間

昭和60年9月2日(月)から同月14日(土)まで。

なお、郵送による申込みは、昭和60年9月14日(土)までの消印のあるもの限り受け付ける。

イ 申込受付時間

9時から17時まで(土曜日は12時まで)。ただし、日曜日は受け付けない。

11 その他

(1) 受験手続その他受験に関する問い合わせは、鳥取県人事委員会事務局に行うこと。

(2) 受験申込用紙の請求、受験に関する問い合わせ等を郵便によつて行う場合には、60円切手をはった、あて先明記の返信用封筒を必ず同封すること。

(3) 試験の詳細については、別に受験案内が作成されているので参照すること。

別表

身体検査の項目及び基準一覧表

検査項目	基 準
身 長	160センチメートル以上であること。
体 重	47キログラム以上であること。
胸 囲	78センチメートル以上であること。
視 力	両眼とも、裸眼視力が0.6以上であること又は裸眼視力が0.1以上で、かつ、矯正視力が1.0以上であること。
弁 色 力	正常であること。
聴 力	正常であること。
一般内科系検査	正常であること。
そ の 他	職務遂行に支障のない身体的状態であること。

正 誤

昭和六十年三月鳥取県告示第百三十三号(保安林の指定予定について)中次の箇所にて誤りがあつたので、訂正する。

頁	段	行	誤	正
二	上	終わりから一	一四八(次の図に示す部分に限る。)	一四八